

大和市告示第18号

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年6月6日

大和市長 大 木 哲

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱（平成27年大和市告示第227号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の10号を加える。

- (28) 株式会社カスミ
- (29) 株式会社スパーク
- (30) 株式会社銀ビルストア
- (31) マックスバリュ南東北株式会社
- (32) 中部薬品株式会社
- (33) 株式会社クリエイトエス・ディー
- (34) 株式会社仁科百貨店
- (35) 株式会社ラルズ
- (36) 株式会社オークワ
- (37) 株式会社サッポロドラッグストア

附 則

この要綱は、令和元年6月19日から施行する。